

○中間市行財政集中改革プランの推進期間

中間市行財政集中改革プランの推進期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間です。

○目的

「中間市行財政集中改革プラン」を着実に取り組むことにより、行政運営の理念を「行政管理型」から「行政経営型」へ、「行政主導型」から「市民協働型」へと転換し、「自立」「協働」「効率」という3つのキーワードのもとに持続可能な行財政基盤の確立と市民満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指し、市民サービスの向上や業務の効率化などを推進します。

○財政効果額

実施項目は全部で101項目で、その財政効果は次のとおりです。

平成21年度までの総額	33億7,020万円
<内訳>	
歳入増	4億1,670万円
歳出削減	22億1,430万円
退職手当の平準化(※)	7億3,920万円

※福岡県市町村職員退職手当組合加入により、団塊の世代の退職による多大な財政負担を平準化したことによる効果額

○主な内容

1 職員数の削減(1項目)

事務事業の見直しや業務の委託などを図り事務効率を高め、平成22年4月1日までに全職員数527人の15%にあたる80人を削減

内、一般行政部門では職員数340人の18.5%にあたる63人を削減

財政効果額 11億7,620万円

2 給与の抑制等(15項目)

- ・新給料表の導入による給料水準の約4.8%の引き下げ
- ・市税現地調査手当など、13種類の指定勤務手当の廃止や永年勤続表彰の廃止など

財政効果額 4億8,480万円

3 補助金、委託料などの見直しおよび民間委託の推進(14項目)

市民会館など一部の公の施設の管理について指定管理者制度を導入することに伴う委託料や各種補助金の見直しおよび事務事業の民間委託の推進

財政効果額 1億5,420万円

4 歳入の確保(19項目)

市税の徴収強化による徴収率向上(82%→90%へ)や各種使用料の見直しなど

財政効果額 4億1,670万円

5 協働の地域づくり(6項目)

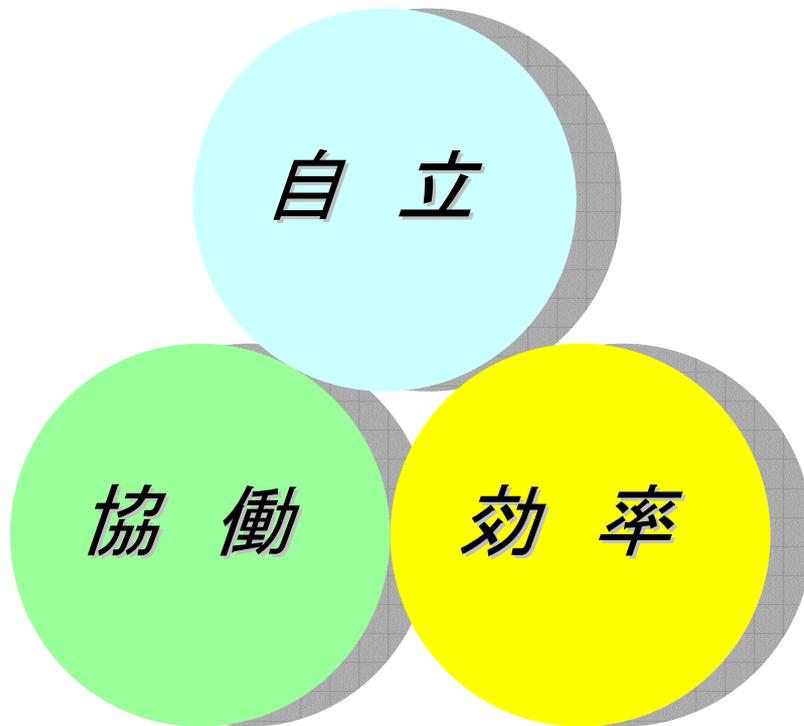
ボランティア、NPO等の育成・支援策の策定など

6 職員の人材育成と意識改革(13項目)

職員提案制度の導入や庁内公募の実施など

中間市行財政集中改革プラン

[平成 17 年度～平成 21 年度]



中 間 市

目 次

	ページ
中間市行財政集中改革プラン	2
中間市行財政集中改革プランの概要	3
<u>I 自立</u>	
1. 財政の健全化	4
(1) 経常経費、投資的経費の削減	4
(2) 徴収体制の強化	5
(3) 補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制	6
(4) 使用料及び手数料の見直し	7
(5) その他の財源確保	8
(6) 地域経済の活性化	8
2. 職員の人材育成と資質向上	9
(1) 人材育成	9
(2) 能力・実績に基づく人事管理	9
(3) 活力ある職場づくり	10
<u>II 協働</u> 協働の地域づくりの推進	
1. 開かれた行政経営	11
2. 推進体制	12
<u>III 効率</u>	
1. 行政システムの簡素化・効率化	13
(1) 柔軟かつ機動的な組織の構築	13
(2) 事務の効率化	13
(3) 事務事業の見直し	14
2. 行政内部経費の見直し	15
(1) 職員数の削減	15
(2) 職員の任用見直し	15
(3) 給与の抑制等	16
(4) 民間委託の推進	18
(5) 外郭団体の効率的運営	19
(6) 広域化の推進	19
(7) 財務の透明化	19
(8) 内部管理費の見直し	19
<u>IV 公営企業の経営健全化</u>	20
1. 病院事業	20
2. 水道事業	21

中間市行財政集中改革プラン

1 目的

『中間市行財政集中改革プラン』は、『中間市行政改革大綱』に掲げた重点事項を集中的に実施するため、可能な限り目標の数値化や具体的な指標を用いて策定し、市民サービスの向上や業務の効率化等を推進します。また、広く市民に公表することで市民の意見を反映し、説明責任を果たす観点から、毎年度本計画の進捗状況を公表します。

行政運営の理念を「行政管理型」から「行政経営型」へ、「行政主導型」から「市民協働型」へと転換し、「自立」「協働」「効率」という3つのキーワードのもとに持続可能な行財政基盤の確立と、市民の満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指します。

2 推進期間

集中改革プランの推進期間は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年計画とし、各項目ごとに目標年度を定め、具体的かつ計画的に取り組めます。

3 推進体制

集中改革プランの着実な推進を図るため、「中間市行政改革推進本部」を中心として、目標達成に向けて全庁的に取り組むとともに、職員一人ひとりが自覚と責任を持って、その推進を図ります。

また、市民で構成する「中間市行政改革推進委員会」に計画の進捗状況を報告し、目標達成に向けて市民とともに計画の推進を行います。

さらに、広報やホームページ等を通じて、その経過や成果等を公表することとし、市民の理解と協力のもと、市民と行政が一体となって推進します。

4 プランの見直し

集中改革プランについては、社会経済情勢や市民ニーズの変化、あるいは実施状況等を考慮しながら、必要に応じて適宜計画内容を見直すものとします。

平成18年3月

中間市行財政集中改革プランの概要

総括

中間市行政改革大綱に基づいて、今後5年間で取り組む改革プランでは、101項目の取り組みを実施し、その財政上の効果額は、歳入増にかかるものとして416.7百万円、人件費の削減にかかるものとして2,474.2百万円、その他歳出削減にかかるものとして479.3百万円の総計3,370.2百万円を見込んでいます。

(年度別内訳)

(単位：百万円)

年度	目標効果額	内、普通会計分
17	189.4	193.5
18	253.9	254.5
19	649.9	595.6
20	1,046.5	938.5
21	1,230.4	1,075.1
総額	3,370.2	3,057.3

概要

主な項目と今後5年間の目標効果額は次のとおりです。

『歳入増にかかるもの』	416.7百万円
市税等の収入確保	118.9百万円
受益者負担の適正化	54.7百万円
その他の歳入の確保	243.1百万円
『人件費の削減にかかるもの』	2,474.2百万円
職員数の削減	1,176.2百万円
給与の抑制等	1,298.0百万円
『その他歳出削減にかかるもの』	479.3百万円
負担金、補助金、委託料等の見直し	129.5百万円
その他歳出削減への取り組み	349.8百万円

I. 自立

1. 財政の健全化・・・持続可能な財政基盤の確立

地方分権や三位一体改革が進行する中で、自治体財政の歳入構造に変化が生じています。今後は、国の関与が縮小され、自立性が高まる一方で財源は自力で調達しなければなりません。依存財源率の高い本市の財政構造において、自主財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図りながら、歳出削減と財源構造の改善に取り組めます。また、職員にコスト意識を徹底することにより、無駄な歳出を抑え、健全な財政運営を図ります。

公営企業においても同様に、更なる経営健全化に取り組めます。

(1) 経常経費等の削減（公営企業を含めた全会計の総額）

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	人件費の削減	総務課	・職員数の削減と給与の抑制等により、人件費総額を大幅に削減する。	実施	→	→	→	→	2,474.2
2	扶助費の抑制	財政課	・累増する扶助費について、内部努力及び制度改正等を見込み、扶助費総額を抑制する。	検討	実施	→	→	→	253.0
3	物件費等その他の行政経費の削減	財政課	・事務事業全般にわたる行政経費の削減を徹底する	実施	→	→	→	→	226.3
								合計	2,953.5

(2) 徴収体制の強化

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	適正課税の徹底	課税課	・市税等の適正賦課の徹底 税の公平性確保のため、課税客体の正確な把握と未申告者に対する申告促進により適正課税の徹底を図る。	実施	→	→	→	→	課税漏れの減少による公平性の確保及び税收アップ
2	徴収率の向上	総務課	・収納率向上の為に行政内部組織の立ち上げ 収納対策強化のため、市税、国民健康保険税、介護保険料の徴収及び滞納処分を専門に担当する収納課を新設し、徴収率の向上を図る。	実施	→	→	→	→	H18.1.1 収納課新設
		収納課	・臨戸訪問の徹底 年度当初に滞納整理方針を策定し、全滞納者を対象に、計画的な電話催告、臨戸訪問等を実施する。	検討	実施	→	→	→	20.0
			・滞納者に対する強制執行の実施 不動産、預貯金、給与等債権の差押えを含めた滞納処分の強化を図る。 毎年度、目標徴収率を設定し、市税徴収率90%の達成を目指す。	実施	→	→	→	→	95.4 ・徴収率向上による 税收アップ
		こども育成課	・未納保育料徴収の徹底 悪質な滞納者に対する強制執行や退所措置の実行により、未納保育料の徴収を図る。	実施	→	→	→	→	3.5
3	納付方法の多様化	収納課	・口座振替契約報奨金給付制度の検討 納期内自主納付を推進するため、口座振替契約報奨金制度を検討する。	検討	→	実施	→	→	納付方法の多様化による 収納率の向上
			・コンビニエンスストアでの公共料金納付の調査・研究 納税者の利便性の向上と業務の効率化を図るため、コンビニエンスストアでの公共料金納付の調査・研究を行う。						
								小計	118.9

(3) 補助金等の整理合理化及び扶助費の抑制

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	補助金等の整理合理化	財政課	・全補助金リストの作成 重複支給や慣例的支給等の不適切な支給の適正化を図るとともに、各種補助金の効果や必要性を十分に精査し、抜本的な整理合理化を図る。	検討	実施	→	→	→	有効な補助金行政の推進と経費節減
		総務課 地域福祉課	・町内会長事務費の見直し 町内会長事務費の見直しを含め、地域コミュニティ支援の在り方を抜本的に検討する。	検討	→	実施	→	→	効果的な地域コミュニティ支援の実施
		中央公民館 地域福祉課	・町内公民館長事務費の見直し 町内公民館長事務費の見直しを含め、地域コミュニティ支援の在り方を抜本的に検討する。						
		生涯学習課	・中間市文化財団委託料の見直し 指定管理者制度の導入でより効果的な運営を行うことに伴い、委託料の見直しを行う。	検討	実施	→	検討・実施	→	64.0
		こども育成課	・チャイルドシートの補助金の廃止 チャイルドシートについては、平成12年に法的義務が課せられ、生活に定着化したことから補助制度を廃止する。	検討	実施	→	→	→	2.0
		介護保険課	・シルバー人材センター補助金の見直し シルバー人材センターの補助金を見直し、同センターの経営合理化を促す。	検討	実施	→	→	→	9.4
		財政課	・その他補助金の見直し 全補助金について費用対効果を検証し、補助金額の見直しを行う。	検討	実施	→	→	→	30.0
2	扶助費の抑制	介護保険課	・敬老祝金の見直し 現行の支給年齢5階層を3階層に改め、経費節減を図る。	検討	実施	→	→	→	14.0
			・敬老祝品の廃止 事業効果を鑑み、90歳以上の高齢者に支給している敬老祝品を廃止する。	検討	実施	→	→	→	9.0
		保護課 介護保険課 健康増進課	・扶助費の抑制 生活保護の適正受給や予防医療の推進による医療費の抑制等を図る。	検討	実施	→	→	→	230.0
								小計	358.4

(4) 使用料及び手数料の見直し

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	使用料等の整理合理化	こども育成課	・保育料の見直し 保育料徴収金額を、現行の厚生労働省基準額の56%（軽減率44%）から70%（軽減率30%）まで段階的な引上げの検討を進め、見直しを行う。	検討	→	実施	→	→	51.0
		財政課	・河川敷駐車場使用料の徴収 河川敷駐車場を利用して営業目的とした展示会・イベント等を開催する業者について、駐車場整備に要する経費に対し、使用料を徴収する。	検討	→	実施	→	→	1.5
		都市整備課	・市営住宅使用料の見直し 市営住宅家賃の改定については、応能応益にて平成10年度から17年度までの間、段階的に値上げを実施した。今後、近隣市町村の動向を勘案し市営住宅使用料について、見直しを行う。	検討	→	→	→	実施	1.0
		さくら保育園	・保育通園バス乗車負担金 受益者負担の原則に基づき、保育通園バスの利用者に対し、利用料金を徴収する。	検討	→	実施	→	→	0.9
2	手数料の見直し	財政課	・手数料の全般的な見直し 受益者負担の原則により、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しに努め、負担の適正化を図る。	検討	→	→	実施	→	受益者負担の適正化
		都市整備課	・屋外広告物の許可申請の徹底 平成18年度に県及び近隣市町村との協議・調整・検討を行い、平成19年度に無届の公告物について現地調査を実施し順次指導を行う。平成20年度から申請手数料の増収を図る。	検討	→	→	実施	→	指導強化による違法屋外広告物の排除
3	減免制度の見直し	施設所管課	・公の施設使用料減免規定の見直し 受益者負担の原則に基づき、施設使用料減免規定の見直しを行う。	検討	→	実施	→	→	0.3
								小計	54.7

(5) その他の財源確保

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	その他の財源確保	秘書課	・公共物(広報紙やホームページ)への広告掲載の促進 自主財源確保、地元商工業者の育成振興、紙面効果などを目的に「広報なかま」10日号に毎月有料広告の掲載を実施する。	実施	→	→	→	→	3.6
		財政課	・公共施設駐車場利用協力金の徴収 公共施設の駐車場を利用する職員について駐車場の維持管理に要する経費に対し、協力金を徴収する方向で検討をすすめる。	検討	→	実施	→	→	4.5
		生涯学習課	・各施設への広告掲載の促進 市営球場や市営テニス場等の施設に広告掲載を導入し、広告収入を確保する。	検討	→	実施	→	→	財産を有効利用し、財源確保を促進する。
		管理課	・普通財産貸付料の改定 (市有地貸付料 1/100 から 2/100) 〈負担調整措置〉 ・H18 1.25 / 100 ・H19 1.5 / 100 ・H20 1.75 / 100 ・H21 2 / 100	検討	実施	→	→	→	12.0
			・普通財産売却の促進 現在の公売物件、普通財産の未利用処分対象地を年2回広報やホームページを通じ、一般競争入札及び価格公示形式での公売を一層促進する。 また、銀行や住宅販売業者等にPRを行う。	実施	→	→	→	→	220.0
都市整備課	・市営自動車駐車場使用料の見直し 周辺の駐車場料金を勘案し、市営自動車駐車場使用料の見直しを行う。	検討	→	実施	→	→	3.0		
								小計	243.1

(6) 地域経済の活性化

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	産業振興	経済振興課	・産業振興に関する具体的振興策の実施 商工業及び農業の振興を図るため、空き店舗対策事業や地産地消事業などの具体的施策を実施する。	検討	→	実施	→	→	商工業・農業の活性化
2	企業誘致	経済振興課 総務課	・行政内部組織の立ち上げ、企業誘致に向けた具体的取組みの実施 企業誘致を専属的に所掌する部署を設置し、誘致場所の選定や環境整備などの具体的な取組みを実施する。	検討 (部実施)	検討	実施	→	→	企業誘致係の新設

2. 職員の人材育成と資質向上・・・分権時代を担う人材育成と意識改革

行財政改革を推進するためには、職員一人ひとりが問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、限られた人員・財源を最大限に活かしていく必要があります。また、地方分権時代に自立可能な行財政運営を行うためには、市民の視点に立った発想力と既存の枠組みや従来の概念にとらわれない斬新な政策立案能力が必要です。職員は、自らが地域づくりの担い手として全体の奉仕者であることを自覚し、職務に精励することが求められます。

以上のことを踏まえ、職員の意識改革の推進によって、資質の向上、能力の開発に努め、新しい時代に相応した人材の育成・確保を図ります。

(1) 人材育成

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	基本方針の策定	総務課	・人材育成基本方針・計画の策定 長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成基本方針・計画を策定する。	検討	実施	→	→	→	職員の資質向上による業務の遂行
2	研修内容の見直し		・新たな研修制度の導入 人材育成基本方針の策定にあわせ、研修内容を見直し、効果的な人材育成を図る。	検討	→	実施	→	→	能力及び行政サービスの高質化
3	職員の自主研究活動の推進		・職員の自己研鑽の支援 職員の自主研修グループ等に対し助成を行うことにより組織の活性化を図り、職員の自己研鑽・能力開発を推進する。	検討	→	実施	→	→	職員の士気向上による業務改善
4	女性職員の育成		・女性職員の育成・登用 意欲と能力のある女性職員について、一層の登用促進を図るため、多様な業務体験を通じた女性職員の育成、職域拡大、女性職員にとっても働きやすい環境づくりを推進する。	検討	→	実施	→	→	女性職員の能力・意欲の開発促進

(2) 能力・実績に基づく人事管理

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	勤務評価制度の構築	総務課	・勤務評価制度の導入 職員の勤務成績を客観的かつ継続的に把握することにより、職員の能力開発や指導育成、昇任選考等に反映し、公正な人事管理を行うため、勤務評価制度の検討を進める。	検討	→	実施	→	→	組織全体の能率向上及び職員の意識改革
2	昇任管理の適正化		・昇格基準の設定 給与構造改革を踏まえ、昇格させるうえで必要とされる経験年数や在級年数を定めた等級別資格基準表を定める。	検討	実施	→	→	→	客観的昇格基準による公正な昇格運用
			・昇任時の給与処遇の検討 役付職員に昇任する際に、給与上のメリットを明確にするような仕組の検討を進め、責任ある職につくことに対する職員の意欲を高める。	検討	実施	→	→	→	役付職員の士気向上

(3) 活力ある職場づくり

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	職員提案制度	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 職員提案制度の導入 市行政に関する改善意見やアイデアの提案を奨励し、優れた提案を積極的に実施することにより、職員の市行政への参画意識を高めるとともに事務改善を推進し、効率的な行政運営や行政サービスの向上を図るため、職員提案制度を実施する。 	検討	実施	→	→	→	職員の意識改革及び効率的行政運営
			<ul style="list-style-type: none"> 新たな表彰制度の実施 職員提案がなされたものの中で、実際に実施されるものなど優秀な提案について、表彰する新たな表彰制度を創設するとともに発表会を実施することにより、職員提案制度の活性化を図り、職員の市行政への参画意欲を高める。 	検討	→	実施	→	→	職員の意識改革及び意欲向上
<ul style="list-style-type: none"> 職員意向調査の実施 平成18年度から人事異動に際し、職員の希望する業務等を記入する職員調査を実施する。 	検討		実施	→	→	→	職員の人材育成及び職場の活性化		
<ul style="list-style-type: none"> 庁内公募の実施 職員の積極的な意思に基づいて自身の能力や適正を発揮できる機会を提供することにより、職員の士気高揚や能力開発を推進する。 	検討		実施	→	→	→	職員の士気高揚及び能力開発		
<ul style="list-style-type: none"> 事務吏員と技術吏員の人事交流促進 職域が固定されがちな技術吏員について、事務吏員職場への配置を行うなどにより交流をすすめる、職場の幅広い見識の涵養等の能力開発を図る。 	実施		→	→	→	→	職員の能力開発		
2	効果的な人事配置	<ul style="list-style-type: none"> 希望降任制度の検討 職員の抱える問題等の個人的理由により、職責を果たすことができない場合や、その職責に心身的な苦痛を感じている場合に、職員本人の希望に基づいて、現在の役職から下位への役職への降任を行う希望降任制度の実施に向けて検討を進める。 	検討	→	実施	→	→	組織の活性化	

II. 協働

協働の地域づくりの推進

本格的な地方分権時代を迎え、国と地方との関係がこれまでの「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変わり、地方自治体の自己決定権が拡大される中で、今後地域づくりにおける地方自治体の役割と責任は益々増大していきます。

本市においても、地方分権を真に実行性のあるものとするために、本市自身の能力と体質を強化し、市政の主役である市民に対する積極的な情報提供を行うとともに市民の行政への参加・参画を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

1. 開かれた行政経営

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	行政の透明性確保	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実 市民との意見交換・情報交換の場として、市民参加・参画を進めるための環境づくりを推進し、最新情報の提供を行うとともに、透明性の向上を図る。 	検討	実施	→	→	→	行政情報の迅速・積極的提供
2	政策形成過程への市民参加の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント制度の導入 市民と行政が一体となったまちづくりを推進させるため、必要に応じて施策の企画・立案・策定において、幅広く市民の意見を求め、市の施策に反映させるパブリックコメント制度の導入を実施する。 	検討	実施	→	→	→	市政への市民参加促進
		<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関の委員選任等の適正化 選任にあたっては、市民の幅広い意見や専門的視点からの意見を反映することを鑑み、以下の内容を主とした委員の選任基準を平成17年度中に定め、18年度からの運営の適正化を図る。 ・委員の在任期間を10年以内とすること ・重複任用を3機関までと制限すること ・75歳以上の任命を極力避けること ・女性の積極的な登用に努めること ・職員は任命しないこと ・公募に努めること 等 	検討	実施	→	→	→	幅広い市民の市政参画推進	

2. 推進体制

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	市民と行政の 新たな仕組み	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア・NPO等の育成・支援 ボランティアやNPO等の育成・支援策を策定し、新規参入を促進するとともに、市民協働による地域づくりと如何にタイアップさせていくかを目標とする。 〈環境づくり〉 <ul style="list-style-type: none"> 育成、支援策の明確化 広報、ホームページによる情報提供 現在の8NPO法人の交流会開催 (連携強化) ボランティア団体の一本化 〈地域へのアプローチ〉 <ul style="list-style-type: none"> 地域(小学校単位の6地域)との交流会開催(連携強化) 	検討 (一部実施)	実施	→	→	→	市民等の行政への参画を通して、協働のまちづくりを推進し、開かれた行政運営を実現。
		地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの制度研究 市民参加手法の導入 多様化する市民ニーズに適切に対応していくためには、市民と協働してまちづくりを推進。地域を小学校区単位とする6地域とし、各地域ごとの住民組織、NPO法人、ボランティア団体(個人も含む)等の多様な主体と一体となった分権型社会システムの構築を目指す。 このため、市民と行政があらゆる情報を共有し、「対話と協働」による効率的な行政の展開を図る。 	検討 (一部実施)	実施	→	→	→	効率的行政運営の実現
		総務課	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくりを推進する内政内部組織の立ち上げ 市民との協働によるまちづくりを推進するため、平成18年1月から地域福祉課を新設し、市民との協働事務を所管する窓口を一本化する。 	実施	→	→	→	→	地域福祉課 市民協働係 の新設

III. 効率

1. 行政システムの簡素化・効率化・・・市民ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織の構築
分権型社会に適応するため、限られた経営資源を効率的に活用できる機動的組織を構築
します。また、行政の意思決定及び事務処理の迅速化を図るため、決裁権の下部への委譲
を進めるとともに、責任の明確化を図ります。

(1) 柔軟かつ機動的な組織の構築

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	効率的な組織編制	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 1 月に以下の基本方針のもとに組織機構の再編を行う。 〈基本方針〉 1 重点施策を実施するための機構の強化 2 組織のスリム化を前提とし、スクラップ・アンド・ビルドを基本に再編 3 業務内容が類似した部署の統合 4 市民に分かりやすい組織の名称 〈H18.1 月組織機構再編の主な内容〉 6 課 1 室を廃止し、収納課、こども育成課等 5 課 1 室を新設。 18 年度以降も随時見直しを行い、20%のスリム化を目標として効率的な組織編制に努める。 	実施	検討	実施	検討	実施	スリム化による組織運営の効率化

(2) 事務の効率化

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果	
				17	18	19	20	21		
1	庁内分権の推進	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> 決裁規程の見直し 行政の意思決定及び事務処理の迅速化を図るため、平成 18 年度に決裁規程を見直し、部長、課長への専決事項の拡大等、決裁権限の下部への委譲を行い、庁内分権を進める。 	検討	→	実施	→	→	意思決定の迅速化と責任の明確化	
2	管理職ポストの削減	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 収入役の廃止 財務会計システム等により出納事務が簡素化されたこと等を踏まえ、平成 18 年 1 月から収入役を廃止する。 	実施	→	→	→	→	48.9	
			<ul style="list-style-type: none"> 管理職ポストの削減 行政意思決定の迅速化を図り、効率的な行政運営を行うため、課長補佐職のあり方等について検討をすすめ、組織機構の再編と併せて管理職ポストの削減を図る。 	検討	→	実施	→	→	迅速な意思決定 人件費削減	
3	窓口業務の時間延長	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 窓口業務の時間延長 住民票の発行等の一部窓口業務の時間延長等について、計画期間中の実施を目指し、市民サービスの向上を図る。 	検討	検討・実施	→	→	→	市民サービスの向上	
			<ul style="list-style-type: none"> 東部出張所の移転 現在、土地建物を民間から賃借して運営している東部出張所の機能を、近隣の公共施設に移転することの検討をすすめ、経費の節減及び窓口の業務延長等市民サービスの向上を図る。 	検討	→	実施	→	→	18.0	
4	電子自治体の推進	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の広域交付、地方税手続のネット化等を推進する。 	検討	→	→	→	実施	行政手続の利便性向上	
									小計	66.9

(3) 事務事業の見直し

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	事務事業の評価	経営企画課	・事務事業評価制度の導入 市民の満足度の高い行政サービスの提供と客観的な視点による事業の取捨選択を図るため、事務事業の評価制度を導入する。	検討	→	試 行	実 施	→	事業が客観的に評価され、必要な事業の選択が可能となる。
2	各事務事業の見直し	生涯学習課	・生涯学習事業の一部見直し 事業効果について再検証し、市民研修派遣事業等の生涯学習事業について、見直しを行う。	検討	実 施	→	→	→	2.3
		学校教育課	・フレンドリーなかま事業経費の見直し 受益者負担の公平性の観点から、参加者より自己負担金を徴収する。	検討	実 施	→	→	→	1.6
			・キラキラなかま親子事業経費の見直し 受益者負担の公平性の観点から、参加者より自己負担金を徴収する。	検討	実 施	→	→	→	0.6
		生涯学習課	・青少年に贈るコンサート事業の見直し 補助事業等の有効活用により、経費の節減を図る。	検討	実 施	→	→	検 討	5.9
		市民課	・市民交通共済事業の見直し 公平性の観点から、平成20年9月30日で公費負担を廃止する。	実 施	→	→	廃 止	→	12.8
		全課	・事務事業全般の見直し・点検 全ての事務事業について、事業効果を毎年検証し、見直しと改善を不断に行う。	実 施	→	→	→	→	市民満足度の高い事務事業の展開
							小計	23.2	

2. 行政内部経費の見直し・・・徹底した低コストの行政運営を目指します。

職員のコスト意識を徹底し、無駄な歳出を省きます。また、適正な定員管理及び職員配置に努め、給与の抑制等により、人件費の削減を図るとともに、民間委託の推進により行政コスト低減を図ります。

また、多様化する広域行政需要に的確に対応するため、広域行政を更に推進することにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を図ります。

(1) 職員数の削減

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	職員数の削減	総務課	・職員数の15%削減 平成22年4月1日までに全職員数を平成17年度に比べ15%(80人)削減することを目標として、再任用職員の配置状況を踏まえ、計画的な定員管理を実施する。	実施	→	→	→	→	1,176.2

具体的職員削減計画

(単位：人)

	17年度	22年度	増減
行政部門	340	277	△63
消防部門	53	51	△2
公営企業部門(水道)	36	28	△8
公営企業部門(病院)	98	91	△7
計	527	447	△80(△15.2%)

※ 行政部門には、水道・病院以外の事業会計部門及び教育部門を含む。
再任用短時間勤務職員及び臨時職員は含まない。

(2) 職員の任用見直し

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	再任用職員の人事管理	総務課	・再任用職員の運用等の見直し 厳しい財政状況及び組織の活性化等を考慮し、再任用の運用について見直しを行う。	検討	→	実施	→	→	再任用職員の意識改革
			・再任用職員の適正配置 再任用職員の配置先は、特に、再任用職員が有する知識や経験が活用できるよう、定年退職時の所属を含め、効果的な配置を行う。	実施	→	→	→	→	再任用職員の有効活用による業務効率の向上
2	臨時職員等の任用見直し		・臨時的任用職員の任用基準及び賃金等の見直し 平成18年度から一部の資格職種を除く臨時的任用職員の賃金を5%引き下げる。 また、抜本的な制度運用の見直しについて検討をすすめ、平成19年度までに新たな任用基準による賃金体系を策定する。	検討	一部実施	実施	→	→	41.2

(3) 給与の抑制等

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	給与の抑制等	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料表見直し 給料表の水準の引き下げや、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に相応した給料構造への転換等を目的とした給与構造改革を行うため、平成18年度から新給料表を適用する。 〈主な見直し内容〉 ・ 給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げ ・ 行政職9級制→7級制 ・ 現行の号給を4分割 	検討	実施	→	→	→	217.4
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 55歳時特別昇給の廃止 これまで一律に実施してきた55歳時の1号給特別昇給を平成18年度から廃止する。 	検討	実施	→	→	→	10.5
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 初任給基準の見直し 国家公務員と比べ初任給が高くなっていることから、行政職等の初任給基準表を見直し、平成18年度採用職員から国家公務員に準じた取り扱いとする。 	検討	実施	→	→	→	5.0
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 再任用職員の給料見直し 新給料表の適用に伴い、再任用職員の給料格付けを見直し、給料の水準を14.5%引き下げる。 	検討	実施	→	→	→	68.3
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長、助役等給料の削減 これまで実施してきた市長等特別職及び教育長の給料の削減率を平成17年度から更に増やす。 〈削減率〉 市長：5%→10%減 助役：5%→7%減 収入役・教育長：2.5%→4%減 	実施	→	→	→	→	5.2
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 定年退職時特別昇給の廃止 これまで実施してきた定年退職時の1号給特別昇給を廃止する。 	検討	実施	→	→	→	給料の適正化

2	手当の抑制等	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の見直し 通勤距離が2km未満の職員に対して支給していた通勤手当(1,200円/月)を平成17年10月から廃止。 	実施	→	→	→	→	11.7	
			<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の削減 平成15年から実施している管理職手当の削減を引き続き実施。 〈管理職手当支給率〉 部長：15%→12% 課長：12%→10% 課長補佐：9%→8% 	実施	→	→	→	→	人件費の削減	
			<ul style="list-style-type: none"> ・指定勤務手当の見直し 指定勤務手当の制度の趣旨を踏まえ、抜本的な見直しを行い、平成18年度までに13の指定勤務手当を廃止し、その他の7手当についても減額等の見直しを行う。 	一部実施	→	→	→	→	12.5	
			<ul style="list-style-type: none"> ・調整手当等の削減 地方自治法の改正に伴い、調整手当が平成17年度に廃止され、平成18年度から地域手当を新設する。 平成18年度の地域手当は給料の2%とし、調整手当の3%と比べて、1%削減し、平成19年度以降については、財政状況等を考慮し、検討をすすめる。 	検討	実施	→	→	→	138.1	
3	その他旅費等の見直し	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費日当の見直し 平成18年度から旅費日当を約50%削減する。 	検討	実施	→	→	→	5.6	
			<ul style="list-style-type: none"> ・永年勤続表彰の廃止 職員を対象に勤続年数に応じて実施している永年勤続表彰を平成18年度から廃止する。 	検討	実施	→	→	→	10.5	
			<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間の見直し 平成18年7月に国家公務員の勤務時間が見直されることに伴い、休息時間の廃止や週40時間勤務とすることなど職員の勤務時間の見直しについて検討をすすめる。 	検討	検討・実施	→	→	→	勤務時間の適正化	
			<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の縮減 時間外勤務の事前命令を徹底させ、業務の効率化や事務分担を適宜見直すことで、時間外勤務の縮減を図る。 	実施	→	→	→	→	人件費の削減	
			<ul style="list-style-type: none"> ・職員厚生会負担金の抑制 職員厚生会への負担金について、平成15年度から実施している事業主負担の抑制(2/1000)を平成21年度まで引き続き実施する。 	実施	→	→	→	→	人件費の削減	
									小計	484.8

(4) 民間委託の推進

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	公の施設の運営委託	総務課 ・ 各施設管理課	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の導入 現在、管理委託を実施している公の施設については、平成18年度から指定管理者制度を導入し民間活力等により、さらなる効率的、効果的な施設運営に努める。 〈指定管理者制度導入施設〉 松ヶ岡ディサービスセンター 太陽の広場 なかまハーモニーホール等 10の体育文化施設 	検討	実施	→	→	→	6.4
			<ul style="list-style-type: none"> 民間活力導入の検討 現在、直接運営している公の施設のうち、以下の4施設については、平成19年度からの指定管理者制度など民間活力の導入について、検討を進め、より効率的、効果的な施設運営を図る。 〈指定管理者制度検討施設〉 母子生活支援施設 生涯学習センター 働く婦人の家 公営住宅 <p>また、業務の性格等の問題から、引き続き市が直接運営する上記以外の施設についても、一部業務の委託推進等を図り、効率的・効果的な施設運営に努める。</p>	検討	→	実施	→	→	効率的施設運営の実現
2	事務事業の民間委託	経営企画課 関係課	<ul style="list-style-type: none"> 委託可能な事務事業の洗い出し 全ての事務事業について、民間委託が可能か否か検討する。 民間委託ガイドラインの策定 民間委託を検討するに当たって指針となるガイドラインを策定する。 	検討	検討 (一部実施)	実施	→	→	効率的行政運営の実現
		教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 小学校給食の民間委託 小学校の給食調理業務について、計画期間中に1校を民間委託する方向で検討をすすめる。 	検討	→	→	実施	→	事務の効率化
			<ul style="list-style-type: none"> 小中学校民間警備委託 小中学校の警備の見直しを行い、機械警備等の効率的運用を図る。 	検討	実施	→	→	→	18.3
		水道局	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場運転業務委託 夜間及び休日の浄水場運転業務を民間委託する。 	検討	→	→	→	実施	効率的経営の実現
								小計	24.7

(5) 外郭団体の効率的運営

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	外郭団体の見直し	総務課各部	・外郭団体の運営方針の見直し 既設の外郭団体についてその必要性、業務の内容、活動の実態等の検討を行い、職員数の見直し、業務執行の効率化等運営の改善を図る。	検討	→	実施	→	→	外郭団体の効率化

(6) 広域化の推進

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	広域化の推進	経営企画課各部	・広域行政による共同処理の推進 広域行政によるスケールメリットを活かせる分野を洗い出し、事務事業の共同処理を推進する。	検討	→	→	→	実施	消防行政等の広域化

(7) 財務の透明化

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果
				17	18	19	20	21	
1	分かりやすい財務諸表の作成	財政課	・バランスシートの作成 市の資産状況とその調達財源等の情報を明らかにし、財政状況がよりわかりやすく、より多角的に理解できるようバランスシート（総務省様式）を作成し、公表する。	検討	実施	→	→	→	財務の透明化

(8) 内部管理費の見直し

(単位：百万円)

No	取組項目	所管部署	改革プラン	検討・実施年度					効果	
				17	18	19	20	21		
1	内部管理費の見直し	財政課関係課	・委託料の見直し 経費の徹底的節減を図るため、あらゆる委託契約について見直しを行い、委託料の削減を図る。	検討	実施	→	→	→	24.0	
			・需用費の見直し 内部経費の徹底的節減を図るため、光熱水費等の需用費を削減する。	実施	→	→	→	→	11.3	
		消防本部	・消防職員の被服等の貸与に関する規則の見直し 経費節減の観点から、被服の使用期限を延長する。	検討	実施	→	→	→	2.1	
		財政課	・公用車の有効活用 使用頻度を勘案し、削減を含めた有効活用を図る。	検討	→	実施	→	→	1.0	
2	その他	総務課	・市町村職員退職手当組合への加入 団塊の世代の退職による多大な財政負担を平準化するため、福岡県市町村退職手当組合に平成18年度に加入する。	検討	実施	→	→	→	739.2	
									小計	777.6

IV. 公営企業の経営健全化

水道事業及び病院事業においては、経営の総点検を行い更なる経営改善を推進し、公営企業本来の独立採算制による健全経営を目指します。

1. 病院事業

高度機能病院群及び一般開業医との連携の強化を図り、それぞれの病院では提供しきれない部分を補完する精緻な医療サービスの提供に努め、効率で良質な医療を提供していきます。

(1) 経営改革の推進

- ① 診療材料の徹底した管理による医療サービスを提供します。
- ② 周辺医療機関との連携を深め、紹介患者数の増加を図ります。
- ③ より効率的な組織体制を構築するため、組織機構の見直しを適宜行います。

(2) 定員管理の適正化・給与の見直し

施設基準によって職員数が定められているため、職員数の分析と問題点の把握を行い、給与・定員管理の適正化に努めます。また、人件費の医業収益に占める割合を50%以下に維持するよう努めます。

① 定員管理の適正化

平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標(定数)

(単位：人)

17年度	22年度	増減
98	91	△7

② 給与の抑制等

市職員の枠組みに沿って抑制等を図ります。

③ 定員管理、給与の公表

定員管理及び給与については、インターネット等で公表します。

(3) 経費節減の徹底

病院事業の経営にあたっては、一般行政部門と同様に、経費全般にわたり徹底した見直しを行い、経費節減をするとともに合理化、効率化を進め経営基盤の強化を図ります。

2. 水道事業

今日の少子高齢社会や生活様式の変化、節水意識の向上等に伴い水需要の減少している状況の中で、水道事業としても健全経営を継続し、収支の黒字化を堅持しつつ引き続き経営基盤の強化を図ります。

(1) 経営改革の推進

- ① 浄水場運転業務の民間委託による経営効率化（平成21年度から実施）
- ② より効率的な組織体制を構築するため、組織機構の見直しを適宜行います。

(2) 定員管理の適正化・給与の見直し

事務事業の見直しや業務の外部委託等を推進し、適正な定員管理を図る。

① 定員管理の適正化

平成17年4月1日から平成22年4月1日までの定員管理の適正化目標（定数）

（単位：人）

17年度	22年度	増減
36	28	△8

② 給与の抑制等

市職員の枠組みに沿って抑制等を図ります。

③ 定員管理、給与の公表

定員管理及び給与については、インターネット等で公表します。

(3) 経費節減の徹底

水道事業の経営にあたっては、一般行政部門と同様に、経費全般にわたり徹底した見直しを行い、経費節減をするとともに合理化、効率化を進め経営基盤の強化を図ります。